

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
案要綱

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、個人情報保護法制の一元化が図られることから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)を廃止するとともに、滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号)ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県個人情報保護条例の廃止

ア 滋賀県個人情報保護条例を廃止することとします。(第1条関係)

イ 滋賀県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を設けることとします。(付則関係)

(2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5号)の一部改正

ア 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項(法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。)を処理するための機関とすることとします。(第4条による改正後の第2条関係)

イ 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置を設けることとします。(付則関係)

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

(3) 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととします。(第2条、第3条および第5条から第7条まで関係)

ア 滋賀県公文書等の管理に関する条例

イ 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)

ウ 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)

エ 滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)

オ 滋賀県行政不服審査会条例(平成28年滋賀県条例第19号)

(4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

議第 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県個人情報保護条例の廃止)

第1条 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）は、廃止する。

(滋賀県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

(滋賀県情報公開条例の一部改正)

第3条 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号

第8条中「第6条第4号に該当する」を「第6条第1号の2および第4号に掲げる」に改める。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第4条 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成31年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に、「第22条―第24条」を「第23条―第25条」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。）を処理するための機関とする。

第3条第4号および第5号を次のように改める。

(4) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

(5) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

第3条第8号中「および個人情報保護条例第2条第7号」を「、議会個人情報保護条例第1条に規定する議会および個人情報保護法施行条例第2条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。

(7) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第6条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。

第11条第1項の表審査部会の項中「、第3号および第5号」を「から第5号まで」に改め、同表個人情報保護部会の項中「第3条第4号、第6号および第7号」を「第3条第6号から第9号まで」に改める。

第14条第1項中「個人情報保護条例第45条第1項」を「議会個人情報保護条例第45条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関」を「議会」に改め、同条第2項中「個人情報保護条例第20条第1項、第32条第1項または第40条第1項」を「議会個人情報保護条例第20条第4号、第35条第1項または第42条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第3号」を「議会個人情報保護条例第2条第3項」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第3章中第21条の次に次の1条を加える。

（個人情報保護法に係る審査請求の調査審議の手続）

第22条 第14条、第15条（第4項を除く。）、第18条、第19条第1項および第3項ならびに第20条の規定は、審議会が個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議する場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関および」と、同条第2項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）および」と、第18条中「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、「閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「閲覧させる」

と、第19条第1項中「第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書」とあるのは「第22条において準用する第15条第3項、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条または同項において準用する同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と、「この項および次項」とあるのは「この項」と、同条第3項中「送付をし、または前項の規定による閲覧をさせよう」とあるのは「送付をしよう」と、「当該送付または閲覧に係る意見書」とあるのは「当該送付に係る主張書面」と読み替えるものとする。

（滋賀県使用料および手数料条例の一部改正）

第5条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「および滋賀県行政不服審査会」を「、滋賀県行政不服審査会および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

（滋賀県警察関係事務手数料条例の一部改正）

第6条 滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料（」の右に「滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第 号）第5条に規定する手数料を除く。」を加える。

（滋賀県行政不服審査会条例の一部改正）

第7条 滋賀県行政不服審査会条例（平成28年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第2条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものを除く。）を処理する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（滋賀県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行前において第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条第2項の受託事務等に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」とい

う。)をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項もしくは第2項、第28条第1項もしくは第2項または第36条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第53条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第2項の受託事務等に従事していた者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

7 法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 この条例の施行前にした行為および付則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の日前に旧条例第45条第1項の規定により滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものに係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

10 第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第45条第1項の規定による諮問
に応じて審査請求について調査審議する場合における滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報
保護審議会設置条例の規定の適用については、なお従前の例による。

滋賀県公文書等の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（<u>滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県情報公開条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略 （公文書の公開義務）</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 省略 （新設）</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>第7条 省略 （公益上の理由による裁量的公開）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（<u>第6条第4号に該当する情報を除く。</u>）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公</p>	<p>第1条～第5条 省略 （公文書の公開義務）</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>第7条 省略 （公益上の理由による裁量的公開）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（<u>第6条第1号の2および第4号に掲げる情報を除く。</u>）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開</p>

文書を公開することができる。

第9条以下 省略

請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

第9条以下 省略

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 設置および組織（第2条－第13条）</p> <p>第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手續（第14条－<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第22条－第24条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略</p> <p>（設置等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（新設）</p> <p>（担当事務）</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条第1項第8号および第2項ただし書</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 設置および組織（第2条－第13条）</p> <p>第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手續（第14条－<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第23条－第25条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略</p> <p>（設置等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。）を処理するための機関とする。</u></p> <p>（担当事務）</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議するこ</u></p>

ならびに第8条第1項第9号の規定により個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関に意見を述べること。

(5) 個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

(新設)

(新設)

(6)・(7) 省略

(8) 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、知事ならびに公文書管理条例第2条第1項に規定する実施機関、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関に意見を述べること。

第4条～第10条 省略

(部会)

第11条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄

と。

(5) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。

(7) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第6条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。

(8)・(9) 省略

(10) 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、知事ならびに公文書管理条例第2条第1項に規定する実施機関、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関、議会個人情報保護条例第1条に規定する議会および個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関に意見を述べること。

第4条～第10条 省略

(部会)

第11条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄

に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務
審査部会	第3条第2号、第3号および第5号に掲げる事務
個人情報保護部会	第3条第4号、第6号および第7号に掲げる事務

2～7 省略

第12条・第13条 省略

第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手続

(定義)

第14条 この章において「諮問実施機関」とは、公文書管理条例第26条第1項の規定により審議会に諮問をした知事、情報公開条例第22条第1項の規定により審議会に諮問をした情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関をいう。

2 この章において「対象公文書等」とは、公文書管理条例第17条第1項に規定する利用決定等に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。）、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）および個人情報保護条例第20条第1項、第32条第1項または第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務
審査部会	第3条第2号から第5号までに掲げる事務
個人情報保護部会	第3条第6号から第9号までに掲げる事務

2～7 省略

第12条・第13条 省略

第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手続

(定義)

第14条 この章において「諮問実施機関」とは、公文書管理条例第26条第1項の規定により審議会に諮問をした知事、情報公開条例第22条第1項の規定により審議会に諮問をした情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした議会をいう。

2 この章において「対象公文書等」とは、公文書管理条例第17条第1項に規定する利用決定等に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。）、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）および議会個人情報保護条例第20条第4号、第35条第1項または第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

第15条～第21条 省略

(新設)

第15条～第21条 省略

(個人情報保護法に係る審査請求の調査審議の手続)

第22条 第14条、第15条(第4項を除く。)、第18条、第19条第1項および第3項ならびに第20条の規定は、審議会が個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議する場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関および」と、同条第2項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)および」と、第18条中「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、「閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「閲覧させる」と、第19条第1項中「第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書」とあるのは「第22条において準用する第15条第3項、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条または同項において準用する同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と、「この項および次項」とあるのは「この項」と、同条第3項中「送付をし、または前項の規定による閲覧を

第4章 雑則
第22条～第24条
付則 省略

させよう」とあるのは「送付をしよう」と、「当該送付または閲覧に係る意見書」とあるのは「当該送付に係る主張書面」と読み替えるものとする。

第4章 雑則
第23条～第25条
付則 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 行政不服審査法第11条第2項（同法第66条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審理員（同法第9条第3項に規定する場合にあつては同条第1項に規定する審査庁、同法第66条第2項に規定する場合にあつては同条第1項において読み替えて準用する同法第9条第4項に規定する委員会等である再審査庁、同法第38条の規定が他の法令において準用されている場合にあつては当該他の法令に定める機関）<u>および滋賀県行政不服審査会</u>は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第2項第87号に規定する手数料を減免することができる。</p> <p>第8条の2以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 行政不服審査法第11条第2項（同法第66条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審理員（同法第9条第3項に規定する場合にあつては同条第1項に規定する審査庁、同法第66条第2項に規定する場合にあつては同条第1項において読み替えて準用する同法第9条第4項に規定する委員会等である再審査庁、同法第38条の規定が他の法令において準用されている場合にあつては当該他の法令に定める機関）<u>、滋賀県行政不服審査会および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会</u>は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第2項第87号に規定する手数料を減免することができる。</p> <p>第8条の2以下 省略</p>

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく手数料のうち、滋賀県公安委員会、滋賀県警察本部長または警察署長が行う事務に係る手数料（以下「警察関係事務手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく手数料のうち、滋賀県公安委員会、滋賀県警察本部長または警察署長が行う事務に係る手数料（<u>滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第 号）第5条に規定する手数料を除く。</u>以下「警察関係事務手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県行政不服審査会条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>第2条～第11条</u> 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第12条</u> <u>第6条第1項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条</u> 審査会は、<u>行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものを除く。）</u>を処理する。</p> <p><u>第3条～第12条</u> 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第13条</u> <u>第7条第1項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>付則 省略</p>